

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年11月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2100087号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100043号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年12月16日は31万3,000円、平成16年7月16日は28万1,000円、同年12月17日は28万2,000円、平成17年7月15日は26万円、同年12月16日は21万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月16日、平成16年7月16日、同年12月17日、平成17年7月15日及び同年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月16日、平成16年7月16日、同年12月17日、平成17年7月15日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月16日
② 平成16年7月16日
③ 平成16年12月17日
④ 平成17年7月15日
⑤ 平成17年12月16日

A社から、請求期間①から⑤までにおいて、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では当該賞与の記録がない。調査の上、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された賞与支給明細書(写)及び事業主の回答により、請求者は、当該期間において、A社から31万3,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準賞与額については、上記賞与支給明細書（写）において確認できる賞与額から、31万3,000円とすることが必要である。

請求期間②から⑤までについて、請求者から提出された預金通帳（写）及び同僚から提出された当該期間の賞与支給明細書（写）から判断すると、請求者は、A社から当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間②から⑤までの標準賞与額については、上記の預金通帳（写）及び同僚の賞与支給明細書（写）により推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間②は28万1,000円、請求期間③は28万2,000円、請求期間④は26万円、請求期間⑤は21万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月16日、平成16年7月16日、同年12月17日、平成17年7月15日及び同年12月16日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。